

毒劇物の取り扱い 気をつけていますか？

適正な保管管理ができているか確認をお願いします

●毒物・劇物とは？

工業用薬品・農薬など社会的に有用な化学物質のうち、特に毒性が強いものが「毒物及び劇物取締法(以下、毒劇法とする)」により毒物・劇物(以下、毒劇物とする)に指定されています。

毒劇物を取扱う場合は、保健衛生上の危害が生じないように、「毒劇法」に基づいて適正に取扱う必要があります。

取扱う製品が、毒劇物に該当するか確認したい時は、

国立医薬品食品衛生研究所のHP

【<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>】

をご覧ください。



●次のようなものが毒劇物に指定されています。

毒物: パラコート、黄りん、無機シアン化合物、水銀、ひ素 等

劇物: クロルピクリン、ジクワット、DDVP、アンモニア、塩酸、塩素、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、酢酸エチル、シュウ酸、臭素、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、トルエン、フェノール、ホルムアルデヒド、無水クロム酸、メタノール、ヨウ素、硫酸、有機シアン化合物 等

●毒劇物に該当する物には、「医薬用外」の文字、及び次の表示がされています。

毒物 赤地に白字で「毒物」

劇物 白地に赤字で「劇物」

医薬用外
毒物

医薬用外
劇物

●毒物劇物営業者以外の者が毒劇物を業務で使用する場合、毒劇法に規定する業務上取扱者とみなされ、毒劇法の一部が課せられます。

- (例)・ 毒劇物である農薬を使用する
- ・ 毒劇物である試薬を使用する
 - ・ 毒劇物である洗浄剤を用いて清掃を行う
 - ・ 毒劇物を運搬する

毒劇物を業務で取り扱う全ての方が対象です！
裏面のチェック表で確認してください



● 使用・保管

- 保管庫は毒劇物専用で、鍵のかかる堅固なものであるか。
- 関係者以外が出入りできない場所に保管しているか。
- 保管場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示しているか。
- 保管庫の鍵は適切に管理されているか。
- 在庫は必要最小限にしているか。
- 管理簿等により現在の在庫状況が把握できているか。
- 誤飲防止のため、毒劇物の容器として、ペットボトルなどの飲食用容器を使用していないか。
- 毒劇物の容器には、「医薬用外」の文字および、毒物は「**毒物**」(赤地白字)、劇物は「**劇物**」(白地赤字)の文字を表示しているか。



● 廃棄

- 廃液等は適切に処理しているか。

● 事故等

- 毒劇物が盗難にあい、又は紛失した時は、ただちに警察に届け出なければならないことを知っているか。
- 毒劇物が、飛散・漏れ・侵出・流出・しみ出または地下にしみ込んだ場合で、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生じる恐れがある時は、ただちに保健所・消防署・警察署に届け出ると同時に、自らも危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならないことを知っているか。
- 事故等に備えて危害防止規定を作成しているか。



毒劇物は適切な管理が重要です
ご不明な点は各保健所へお問い合わせください

保健所	担当課	所在地	電話番号	管轄区域
備前保健所	衛生課	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-4038	玉野市 瀬戸内市 吉備中央町 備前市 赤磐市 和気町
備中保健所	衛生課	倉敷市羽島1083	086-434-7027	総社市 早島町 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町
備北保健所	備北衛生課	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2838	高梁市 新見市
真庭保健所	真庭衛生課	真庭市勝山591	0867-44-2918	真庭市 新庄村
美作保健所	衛生課	津山市椿高下114	0868-23-0133	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町 西粟倉村 美作市 勝央町 奈義町
岡山市保健所	総務課	岡山市北区鹿田町1-1-1 岡山市保健福祉会館2階	086-803-1260	岡山市
倉敷市保健所	生活衛生課	倉敷市笹沖170	086-434-9830	倉敷市